

2 0 2 0 年 7 月 1 0 日

東日本旅客鉄道株式会社
水戸支社長 小川 一路 殿

J R 東日本輸送サービス労働組合
水 戸 地 方 本 部
執 行 委 員 長 黒 澤 純 一

「労使間の取扱いに関する協約」に基づく組合掲示板の早期設置を求める緊急申し入れ

J R 東日本輸送サービス労働組合（J T S U - E）は、2 0 2 0 年 2 月 1 0 日に申第 1 号「労使対等・信義誠実の原則に基づき、J R 東日本輸送サービス労働組合員の労働条件の向上を求める申し入れ」を行い、会社との真摯な議論を経て、5 月 1 5 日に「労使間の取扱いに関する協約」等、各種協約・協定を締結してきました。

そして、労使間における信義誠実・対等の原則と「労使間の取扱いに関する協約」に基づき、私たちは当たり前の活動として、各職場における組合掲示板の設置について議論を行ってきました。

しかし一部の職場においては、現場長が指定した箇所以外は組合掲示板の設置を認めないという回答を繰り返す強硬な姿勢であり、その理由や根拠を尋ねても回答は一向に明確に示されず、議論は平行線を辿り、現在でも組合掲示板が職場に設置されないという異常な職場状況が生み出されています。

私たちは、労働協約第 6 3 条に謳われている「組合活動に必要な宣伝、報道、告知が行える箇所への設置」を職場で求めているだけです。さらに言えば、日本国憲法第 2 8 条で守られている「勤労者の団結権」の観点から見ても、労働協約の意義を正しく理解し遵守することを通じて、労働者の権利を守ることが労使双方の責務です。

J R 東日本輸送サービス労働組合（J T S U - E）は言うまでもなく企業別労働組合であり、会社内における当たり前の活動が職場で保障されなければ組合員への不利益と繋がりが、それが実害として現れ大きな問題へと発展しかねません。

以上のような観点を踏まえ、私たちは当たり前の労働組合として当たり前の活動のために、労使間の原則と締結された労働協約に則り、会社のさらなる発展と今後も組合員の利益を守り続けることを目指していかななくてはならないと考えています。

よって、下記の通り申し入れますので会社の誠意ある回答を求めます。

記

1. 労使対等・信義誠実の原則と「労使間の取扱いに関する協約」に基づき、組合掲示板未設置職場へ早急に掲示板設置を行うこと。

以上